

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の
旅費支給条例

昭和49年2月8日

条例第3号

改正 平成17年5月条例第2号

令和3年11月 同 第2号

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の旅費支給条例（昭和44年条例第6号）の全部を次のように改正する。

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の旅費の支給に関しては、三条市職員の旅費に関する条例（平成17年三条市条例第48号）を準用する。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月条例第2号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（令和3年11月条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。